

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであり、そのことは、肝炎対策基本法などの法律でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上っています。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。さらに、肝硬変などの肝疾患に係る身体障害者手帳の適用についても、認定基準があまりにも厳しいといった問題が指摘されています。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされております。しかし、国は、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、国におかれては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充のため、次の事項について実現されるよう、強く要望します。

- 1 肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月14日

長 崎 市 議 会